

業務部速報



No. 102

発行 25. 12. 29

JR東労組 業務部

申5号 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(その2)」に関する申し入れ 第8回団体交渉(12/26)③

(経過措置)

●組合 ■会社

1. 経過措置を算出する計算式から、ベースアップ増加分を除外すること。



●現行の賃金との差を保証するためにあるもので、ベースアップ増加分は含むべきではない！

- 基本的に増加することとなるが、ごく一部の社員が減少することを想定している
- 激変緩和の観点で経過措置を実施するものである。当社の経過措置は丁寧でいい制度である
- 昇格昇給額を上乗せする理由は、上位の役割を担い求められる水準が変わることになるためである
- 全社員の生涯賃金が増えるので不利益変更ではない中で、月例の断面でごく一部の社員が下がることになるための措置である
- 提案の内容で妥当である

2. 経過措置の算定対象に含まれる乗務員手当において、道路工事や自然災害等の影響により運休している線区（陸羽西線・陸羽東線・米坂線）については、運休する以前の額を用いること。



●道路工事や自然災害による運休は、組合員・社員の責任ではない！長期運休以前の賃金額を基準にすべきだ！

- 乗務員手当は毎月支給額が変わるので1年間の実績を基に支給することにした
- 運休3線区で乗務していた社員の仕事も変化して、上がるケースも下がるケースもあり様々である
- 運休3線区以外でも、乗務出来ない社員や雪や地震などで乗務出来ないこともあります、どこからが長期・短期の線引きも難しい
- 国が行っているトンネル工事であるが、特殊であるとの認識ではない
- 提案の内容で妥当である

●トンネル工事での運休など、組合員はどうすることも出来ない状況であるにもかかわらず、算定対象にしない会社は、冷たい経営姿勢そのものだ！

3. 経過措置の算定対象に、深夜早朝手当および夜間看護手当を追加すること。



●深夜・早朝時間帯に働く組合員・社員にとって基本給と同じ位置づけである！

- 経過措置の算定は月額等の賃金を基本としている
- 実績払いの賃金のうち一部の手当は対象としたが、深夜早朝手当・夜間看護手当は対象とはならない
- 提案の内容で妥当である

4. 経過措置について、5年経過後においても、定められた金額を下回る場合は継続して措置すること。



●現行の賃金を補填するものであるからこそ、下回る場合は不利益が生じないように5年で区切る必要はない！

- 経過措置の対象となる社員はごく一部であり、65歳までの生涯賃金は全社員が上がるような設計である
- 5年以降の下がる社員も想定はしているが、ごく一部の社員の中で、さらにごく一部の社員である
- 提案の内容で妥当である

●5年後においても現行より賃金が下回る組合員に対して措置しないことは不利益だ！

④に続く